

第 I 部第 6 章 経済危機と第二次世界大戦

⑤ 第二次世界大戦と太平洋戦争: **第二次世界大戦の結果** (教科書 p.149・151、資料集 p.144~147)

<課題>: 次の資料をもとに、BC 級戦争犯罪や BC 級戦犯裁判について考えてみよう。 ※解説・下線は作成者

【資料-1】: 捕虜の待遇に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約

第 13 条【人道的待遇、復讐の禁止】

捕虜は常に人道的に待遇しなければならない。 抑留国の不法の作為又は不作為で、抑留している捕虜を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険を及ぼすものは、禁止し、且つ、この条約の重大な違反と認める。特に、捕虜に対しては、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的実験で、その者の医療上正当と認められず、且つ、その者の利益のために行われるものでないものを行ってはならない。

また、**捕虜は、常に保護しなければならず、特に、暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならない。** 捕虜に対する報復措置は、禁止する。

杉原高嶺編『コンサイス条約集』三省堂、2009 年 12 月、429 頁。

(解説): 前身は、1929 年 7 月 27 日に作成された「俘虜の待遇に関する条約」。捕虜の取扱いそのものを定めた条約で、97 条からなる(ただし、第 82~97 条は条約の執行に関する規定)。この条約への**批准**(=条約を国家として認め、最終的に確定すること)は、**軍部の反対によって見送られた**が、戦時中には、この条約を「**準用**」(=日本の国内法規や現状に従って修正等を加えた上で適用)するとアメリカ・イギリスに回答していた。しかし、**日本軍における国際法教育は、戦争の長期化や戦況の悪化により、十分には行われていなかった**と考えられている。

【資料-2】: 「戦陣訓」(「本訓 其の二」、「第八 名を惜しむ」)

恥を知る者※1は強し。常に郷党※2家門※3の面目を思ひ、**愈々奮励※4**してその期待に答ふべし、**生きて虜囚※5の辱を受**けず、**死して罪過の汚名を残すこと勿れ**

- ※1 恥を知る者…名誉を重んじ武人(軍人)として恥ずかしい行動をしない人。 ※4 奮励…気力をふるい起こして一心に努めはげむ
- ※2 郷党…生まれ育った故郷の人々 ※5 虜囚…捕虜
- ※3 家門…家族・親戚

(解説): 「戦陣訓」は、1941 年に当時の陸軍大臣東条英機が全陸軍に通達した戦場での心得。軍隊内部では奉読が習慣になっていたと言われ、また、学校教育においては暗記が推奨された。**「生きて虜囚の辱めを受けず」という教えは、軍人・民間人による玉砕や自決を促す要因の一つとなった。**一方、欧米において捕虜になることは、**最後まで勇敢に戦ったということ**で、**戦死に次ぐ名譽**とされていた。

【資料-3】: 戦犯裁判第 1 号

米第 8 軍の軍法委員会は、元満島捕虜収容所※1の警備員土屋辰雄被告を、戦犯第 1 号にえらんだ。
 土屋被告が、なぜ日本の戦犯裁判第 1 号として登場したかの事情は、今日にいたるまで、一切明らかではない。
 …**土屋被告は、新聞社の調べたところによれば、28 歳、長野県南佐久郡平賀村の出身**、昭和 13 年 7 月応召※2、中支※3に転戦。
 左眼を負傷して、17 年 9 月伍長※4で除隊した傷痕軍人※5で、除隊後は、長野県下伊那郡平谷村満島捕虜収容所の警備員として勤務していたといわれるが、**妻と、二歳になる男の子があること、田も畑もなく貧しい家庭である**ということであった。
 ところが連合軍の発表したところによれば、「土屋は“冷たいガラスの目”と呼ばれ、収容中の米兵たちの恐怖的となっていた。非常に狂暴な男で、米兵捕虜に対し、ロープ、板切れ、こん棒、あるいはゴム靴をもって、暴力をほしいままにし、米兵を少なくとも 1 名は、殴打で死にいたらしめた」とされていた。…
 …クリスマス休暇が終わった 27 日、トレッチャー大佐(⇒裁判長)は、土屋に、チーズ兵長の殴打、ランキスト軍曹の殴打、対抗ビンタ※6の 3 罪状について有罪とし、**終身重労働の刑罰を宣告した。**…

野村正男「ベンは重く」(『大東亜戦史⑩—東京裁判編』富士書苑、1969 年)。

- ※1 満島…長野県に置かれていた捕虜収容所 ※2 応召…招集されて兵になること
- ※3 中支…「中部支那」、現在の中国の華中にあたる ※4 伍長…旧日本陸軍下士官の最下位、軍曹の下
- ※5 傷痕軍人…戦場あるいは公務中に後遺的な身体障害となる傷を負うか、病気になった軍人
- ※6 対抗ビンタ…兵士同士が向かい合い、上官の命ずるままにビンタし合うもの。**日本軍では「教育」や制裁の一環として、当たり前のように行われていた行為**であった。

(読み取りのポイント): なぜ、土屋さんは BC 級戦犯として裁かれることになったのだろうか?

第 I 部第 6 章 経済危機と第二次世界大戦

⑤ 第二次世界大戦と太平洋戦争：第二次世界大戦の結果 (教科書 p.149・151、資料集 p.144~147)

＜課題＞：次の資料をもとに、BC 級戦争犯罪や BC 級戦犯裁判について考えてみよう。 ※解説・下線は作成者

【資料-4】：軍人勅諭(1882 年、口語訳)

一 軍人は礼儀正しくすべきである。

軍人は上は元帥から下は一兵卒に至るまで、階級があって統制に属すだけでなく、同じ階級でも年次に新旧があり、年次の新しい者は、古い者に従うべきものである。

下級の者が上官の命令を受けるときには、実は天皇から命令を受けるのと同じであると心得なさい。自分の所属するところでもなくとも、上官はもちろん年次が自分より古い者に対しては、すべて敬い礼を尽くさなければならない。また上級の者は下級の者に向かい、いささかも軽蔑し傲慢な振る舞いがあるてはならない。…

もし軍人たる者が礼儀を破り、上を敬わず下をいたわらず、一致団結を失うならば、ただ軍隊の害毒であるのみか、国家のために許しがたい罪人である。

【資料-5】：巢鴨刑務所に収監されていた戦犯へのアンケート

◇ 上官の命令による行為について

項目	回答数(人)	割合(%)
上官の命令が正しいと信じていた	152	33.9
やむを得ない命令だと信じていた	297	66.1

三文字正平「極東軍事裁判」(『語り継ぐ昭和史⑤』朝日新聞社、1977 年)より作成。

(解説)：このアンケートは、昭和 27(1952)年 11 月、巢鴨刑務所に生活相談などを担当する委員会が設立され、当時収監されていた戦犯に対して実施されたものである。

【資料-6】：平手裁判に通訳官として関わった日系二世の回想

…裁判のすべての過程をつぶさに見聞きしてきた私は、判決を聞いて、「絞首刑はひどすぎる。こんなことがあってよいのか」という抑えがたい憤りにも似た気持ちでいっぱいであった。…

横浜拘置所で初めて平手に会って以来、私は一カ月近く毎日顔を合わせ、十二日間法廷で隣の席に座り、裁判の成り行きとともに平手という人間を見守ってきた。その人柄からみて彼は、彼が俘虜を「殺す」どころか、「虐待」したり部下に「虐待を命じる」ことすら決してなかったであろうと思っている。

しかし、誰もが認める彼の性格のまじめさ、控え目な態度などから、平手は俘虜の扱いについて、自分の信念よりも上官の指示、命令に忠実に従って対処していたように思われた。平手が自己の信念にもとづいて部下を指導するとともに、得意の語学力を生かして俘虜のなかに飛び込み、もっと接触を深めていけば、死刑を宣告されるようなことはなかったであろうと惜しまれてならなかった。

大須賀・M・ウィリアム『ある日系二世が見た BC 級戦犯の裁判』草思社、1991 年 11 月。

【資料-7】：石垣島米兵処刑事件

…1945 年 4 月 15 日、沖縄本島で日米両軍の激しい戦闘がおこなわれていたとき、米英艦隊の艦載機による空襲を受けていた石垣島で米軍機が撃墜され、3 名の搭乗員が日本の捕虜になった。その夜、海軍石垣島警備隊指令の井上乙彦大佐は 3 名を処刑することに決し、幕田稔大尉と田口泰正少尉が 1 人ずつ首をはね、残り 1 人に対して榎本宗広中尉が銃剣で刺したうえ、約 40 人の部下に銃剣で順番に刺突させ、3 人を処刑した。

…井上司令は最後には自分の命令でやったことを認め、部下には責任はないと主張したが、当初は命令を下したことを認めず、そのため責任の所在がはっきりせず、被告相互の間でも対立が生じた。判決は無罪 2 名を除き、死刑 41 名、重労働 20 年と 5 年が各 1 名というきわめて厳しいものだった(1 名は途中で免訴)。1 人の米兵を数十人の水兵が銃剣で刺突したが、そうした水兵にも死刑判決が下された。これほど大量の死刑判決は、BC 級戦犯裁判においても例を見ないものだった。

林博文『BC 級戦犯裁判』岩波書店、2005 年 6 月。

(解説)：この判決については、裁判記録が再検討され、死刑判決が確認されたのは 10 人となり、他は減刑あるいは無罪となった。水兵は上官の命令には無条件で服従しなければならず、従わない場合はその場で処刑される可能性があったため、この点が考慮された。なお、最終的に死刑は 7 人に減らされ、捕虜の処刑を指示した司令とその副長、兵士たちに先んじて日本刀あるいは銃剣で刺殺した 3 人の将校、ほかに下士官 2 名が死刑となった。

(読み取りのポイント)：なぜ、石垣島米兵処刑事件では、「例を見ない」ほどの大量の死刑判決が下されたのだろうか？

第 I 部第 6 章 経済危機と第二次世界大戦

⑤ 第二次世界大戦と太平洋戦争： **第二次世界大戦の結果** (教科書 p.149・151、資料集 p.144~147)

<課題>： 次の資料をもとに、BC 級戦争犯罪や BC 級戦犯裁判について考えてみよう。 ※解説・下線は作成者

【資料-9】： BC 級戦犯裁判判決

裁判国		アメリカ	イギリス	オーストラリア	オランダ	フランス	フィリピン	中国	合計	
件数		456	330	294	448	39	72	605	2,244	
人数		1,453	978	949	1,038	230	169	883	5,700	
民族別内訳	日本人	1,446	896	849	963	230	169	826	5,379	
	朝鮮人	3	56	5	68	0	0	16	148	
	台湾人	4	26	95	7	0	0	41	173	
人数の内訳	死刑	143(3)	223	153	236(10)	63(37)	17	149	※984	
	民族別	朝鮮人	1	10	—	4	—	—	8	23
		台湾人	1	6	7	2	—	—	5	※※21
	無期	162(2)	54	38	28(1)	23(4)	87	83	475	
	民族別	朝鮮人	—	9	1	—	—	—	8	18
		台湾人	—	—	—	—	—	—	—	—
	有期	871	502	455	705	112(2)	27	272	2,944	
	民族別	朝鮮人	2	37	4	64	—	—	—	107
		台湾人	3	20	84	5	—	—	35	147
	無罪	188	116	267	55	31	11	350	1,018	
その他	89	83	36	14	1	27	29	※※※279		
民族別	朝鮮人	—	—	—	—	—	—	—	—	
	台湾人	—	—	4	—	—	—	1	5	

(注) ※ ()内は判決確定後減刑された数。死刑を執行された人員は、920 人。

※※ 台湾人死刑者 26 人、うち 5 人は裁判国不明、獄死、その他に参入。

※※※ 「その他」は公訴棄却、死亡、逃亡等である。連合国による A 級戦犯は、絞首刑 7 名、終身禁錮刑 16 名、有期禁錮刑 2 名。

(出所) 法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判概略史』1973 年、34 頁。

「韓国出身戦犯者同進会名簿」、「台湾出身戦犯者同志会資料」より作成。

【資料-10】： 捕虜監視員であった朝鮮人 ^{ユムテヨフ} 俞東 祚 さんの証言

「私ら朝鮮人は、植民地に生まれ、植民地に育って植民地の教育を受けて、奴隷のような扱いを受けてきた。だから、イギリス人が自国の植民地にしているインド人やシンガポールの間人を、人間扱いしていないのがよく分かる。イギリス人は、紳士的だとか上品だとか言う奴がいるけれど、やっていることは紳士じゃない。アジア人の血を吸って生きているのさ。人の血を吸って、やることがないから、スープの飲み方があだこうだと言っているのさ。毎日の生活に追われて忙しく働いている人間はスープの飲み方なんて言ってもらえない。人間が人間の血を吸って生きるのが紳士なのか、同じように働いて、同じように苦しんで、同じように楽しんで社会を築いていくのが人間か。どっちが人間らしいのかと俺は言いたい。」

内海愛子『朝鮮 BC 級戦犯の記録』勁草書房、1982 年 6 月、187 頁。

(解説)： 捕虜を直接管理して働かせていたのが捕虜監視員である。この役職には、多くの朝鮮人や台湾人が就いていた。彼らの中には、単に上官からの命令で捕虜に粗末な食事を与えたり労働を課したりするだけではなく、自ら暴力を振るう者もいたという。

(読み取りのポイント)： ① なぜ、日本軍捕虜収容所の捕虜監視員を、朝鮮人や台湾人が務めていたのだろうか？

② 俞さんの証言をもとにすると、朝鮮人や台湾人の捕虜監視員は、欧米人の捕虜に対してどのような感情を抱いていたと考えられるだろうか？